

# 管内の全校長へ 年度初めの要請を行う

～職場で改善された例～

- 学期末など成績処理で忙しい時期は会議を減らし、学級学年事務の時間を確保している。
- 教育課程上には時間数の位置づけがない「クラブ・委員会」を行わない日を設け、6時間目をカットし、会議や学級学年事務の時間を確保している。
- 個人別の割振変更簿が設置され、時間外勤務の割り振りは、それに記入して校長に提出することになり、だれでもとりやすくなった。
- 時間外勤務の割り振りがとれずに残っている分を、長期休業中に全ての職員がきちんととれるよう、管理職から、長期休業に入る前に、割り振り対象の業務と時間について記載された文書が配付され、忘れずにとることができた。
- 帰りの打ち合わせを、16時45分から行っていたのが、16時05分から行うようになり、実質超過勤務になっていた問題が改善された。
- 会議が延びて16時15分を過ぎた時点で、管理職から、このまま続けていいかどうか職員に確認がとられるようになったり、「今日は、ここまでで終わります。続きは、打ち合わせの際に行います。」と対応がなされたりした。
- 部活動の過熱防止に向け、朝部活や月曜日の部活動をなくしたり、土日は、どちらかの日の半日のみの練習になった。
- ノー残業デーが年間計画表にきちんと明示され、その日は早く帰るよう意識するようになった。
- 療養休暇について、校長からきちんと説明があり、とりやすくなった。

新年度が始まり、どの学校でも慌ただしい毎日が続いていることと思われまます。特に、教職員の健康破壊の問題は年々深刻になってきており、会議や学級学年事務などの時間確保や仕事量を減らすといった課題に各職場でどう対応するのかが問われています。

尾北教労では、年度初めにあたり、管内の全校長に「子どもが輝き、教職員が働きやすい学校づくりに向けての要請書」を届け、各学校で特に留意してほしい点について要請を行いました。

学校によっては、この数年で、左記のようなさまざまな改善が進められています。どの職場でも現状を見直し、少しずつでも改善が進められるよう論議することが求められています。

# ほんりゅう 尾北

No.205

2016・5

■発行■

尾北教職員労働組合

■責任者■

川崎 徹(池野小)

## 新年度を迎えるにあたり、子どもが輝き、

### 教職員が働きやすい学校づくりに向けての要請

丹葉地方各小中学校長 様 ※前文略。要請内容のみ掲載

- ① 学級学年事務や現職教育などの時間が、きちんと確保されることで、勤務時間内に仕事が終えられるような体制づくりが求められています。そのため、特に以下の内容に関して改善を進めていただきたい。
  - ア 打ち合わせや会議を減らしたり、余剰時数（標準時数を上回った時数累計）の活用で午後の授業を一部カットしたりして、必要な時間を生み出すための具体的な対応策を各職場で講じていただきたい。
  - イ 各種業務の内容や取り組み方を見直し、業務の精選や簡素化などで仕事量を減らす取り組みを進めていただきたい。
- ② 全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）は、あくまで「学力の特定の一部」を測定するものであり、それで学校現場が振り回されないために、過去問題練習などの事前のテスト対策は行わないでいただきたい。
- ③ 昼の休憩がとれなかったときは、7時間45分の勤務が終了となる16時15分で勤務の拘束が解かれることを、全職員にきちんと説明していただきたい。
- ④ 児童会（生徒会）の活動や行事など、全校の活動で昼の休憩がとれないときは、16時15分で全職員一斉に勤務の拘束を解いていただきたい。
- ⑤ 16時45分から17時までの間で帰りの打ち合わせを行っている職場については、教職員は昼の休憩がとれない実態にあることから、7時間45分を超えての勤務となってしまう。帰りの打ち合わせは、16時15分までに終わるようにしていただきたい。
- ⑥ 在校時間記録表については、県教委からの文書でも「3年間保存すること」となっているように教職員の勤務の実態を示すための貴重な資料です。
  - また、職員の在校時間の把握は、本来、管理職である校長の責任です。本人任せにしないで、校長が全職員の在校時間の記録を把握し、記録としてきちんと保存するようにしていただきたい。
  - 同時に、時間外勤務が80時間・100時間を超す教職員に対しては、医師の面談をすすめるなど、適切な対応をしていただきたい。
- ⑦ 時間外勤務の割り振りについては、「割り振りをとってください」と口頭のみで済ますのではなく、割り振りの日時数を明示し、割振変更簿の設置や長期休業中の動向表に記入するなど、客観的な方法で全ての教職員がきちんととれるようにしていただきたい。
- ⑧ 早朝勤務などの時間外勤務があったときの割り振りが、17時からさかのぼった時刻から割り振りが指示される職場があります。しかし、30分間の休憩時間を勤務の割り振りの対象時間に行っているのは問題です。
  - 少なくとも、年休と同様に、30分間の休憩時間を除いた16時30分からさかのぼった時刻から割り振りをしていただきたい。
- ⑨ 始業式・終業式・卒業式の午後やテスト期間中などの子どもがいないときには、日常的に時間外勤務が多い実態に合わせ、その分の割り振りとして、早く帰れるように勤務の拘束を解いていただきたい。
- ⑩ 運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、「健康と福祉を害することにならない」(\*1)ように、日頃の時間外勤務の割り振りを行うことで、早めに勤務の拘束を解いていただきたい。
- ⑪ 部活動の過熱防止に向けた具体的な取り組みが求められています。平成27年度 丹葉地区小中学校校長会で定めた以下の5つの改善目標の実現に向け、改善を進めていただきたい。
  - ア 平日の朝部活を、週1回は、なくす。
  - イ 平日の帰りの部活を、週1回は、なくす。
  - ウ 土曜日と日曜日の部活は、どちらかの日を休みにする。
  - エ 土曜日もしくは日曜日の部活は、午前か午後の半日のみにする。
  - オ 長期休業中の部活は、土曜日と日曜日は行わない。
- ⑫ 職員がインフルエンザに罹っても年休で休むといった実態が見られます。職員が 病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えていただきたい。また療養休暇に関する以下の内容を職員に周知していただきたい。
  - ア 療養休暇は、1日や1時間単位で取れること。
  - イ 30日未満の取得なら、ボーナスや給与などの処遇には影響がないこと。
  - ウ 1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ないこと。
- ⑬ 暴言や侮辱といったパワーハラスメントは、教職員としての身分の侵害及び人権の侵害につながる重大な問題であり、絶対に行わないようにしていただきたい。

\*1 …「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」

# 「戦争法」 何が問題？ Q & A

去る3月29日、「戦争法（安全保障関連法）」が施行されました。自衛隊の任務が大きく変わり、世界のどこへでも出かけていき、武力行使もできるようになりました。さしあたって政府は、今秋以降、南スーダンに派遣されている自衛隊に対して、他国軍隊や民間人を武器を使って助ける「駆けつけ警護」の任務を付与する準備を進めています。

ここでは、「戦争法」についての皆さんの疑問をもとに考えてみたいと思います。

## Q 1 「集団的自衛権」って どんな権利ですか？

**A** 「集団的自衛権」は、2014年に閣議決定されました。それまでの歴代政府が、憲法上「個別的自衛権」のみが認められるとしてきたのを、180度転換したのです。この「集団的自衛権」を実際に運用できるようにしたのが「戦争法」です。

「集団的自衛権」は、密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、それにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が覆される明白な危険があるときに、武力行使が許されるというものです。日本が直接攻撃されなくても、自衛隊を派遣して武力攻撃ができるようにするものです。名称の一部に「自衛権」という用語が使われていますが、実際には「他国へ出かけて行って戦争する権利」ということになります。

一方で、「個別的自衛権」は、日本に対して他国が武力攻撃したり軍事侵入したりしてきたとき、これに反撃したり追い返したりする権利です。

## Q 2 自衛隊員の命は 守られますか？

**A** 専守防衛のために創立された自衛隊ですが、1991年の湾岸戦争でのペルシャ湾への掃海艇派遣をかきわきりに、海外派遣が繰り返されてきました。それでも、憲法9条の枠組みのもと、かろうじて自衛官の命は奪われずに済んできました。また、一人の外国人を殺すこともなく過ぎてきました。

一方で、外国軍隊では、「集団的自衛権」の行使や後方支援、あるいはPKO活動において、この15年間だけでも千人を超える犠牲者がありました。「戦争法」により、自衛隊員のリスクは確実に高まります。

## Q 3 もし、戦争になったら 民間人は大丈夫ですか？

**A** 2016年3月、防衛省は、「有事」の際に自衛隊員や武器の運搬に使うフェリーを確保するための会社が設立されたことを公表しました。防衛省はこの会社と契約して、平時だけでなく、「有事」の際も利用できるようにしました。

実は、2004年に「国民保護法」が制定され、「有事」の際に自治体だけでなく民間業者も「協力」を求められることになりました。対象となるのは、電力・ガス・水道をはじめ、バスやトラックなどの運送業者や医師、NTTやNHKなど広範囲に及びます。

今、自衛隊への応募者が減少していますが、これが続くにつれて、「有事」の際に民間人が動員されることが増えてくると予想されます。

## Q 4 「戦争法」に 頼らない道はありますか？

**A** 安倍首相は、「在任中に（明文改憲を）成し遂げたい」と言明しています。夏の参議院選で「改憲派」を3分の2以上確保し、憲法改正の発議をめざすというものです。自民党改憲草案にある、「国防軍」と「緊急事態条項」の創設で、憲法上も戦争できるようにしようとしています。

しかし、歴史を振り返ると、太平洋戦争の結果、310万人の日本国民と、2千万人以上のアジアの人たちの尊い命が犠牲となりました。そして、悲惨な戦争を二度と繰り返してはならないと、日本国憲法が制定されました。その基本原則の一つに、「国際平和主義」があり、そのために9条で戦争放棄をうたっています。

現在、さまざまな国際的問題がありますが、何よりも話し合いで解決して戦争を回避することが求められています。戦争放棄をした日本だからこそ、平和外交に徹し、平和的解決に向けてのリーダー役を果たすべきです。

## Q 5 「教え子を再び戦場に送らない」 とはどういうことですか？

**A** 日本は、中国やアジアに侵略し、太平洋戦争を引き起こしましたが、その中で、学校や教育が戦争に加担したという歴史的事実があります。

当時の教師は、「修身科」という教科を中心に、子どもたちに徹底的に天皇のために戦争をすることは正しいと教え込みました。また、軍需工場や軍隊に子どもたちを送り込みました。その結果、膨大な数の教え子、未来ある子どもたちの命を奪ってしまったのです。

今後、実施が計画されている「道徳の教科化」を心配する声には、そういった背景もあるのです。

戦後、教職員組合は、二度と子どもたちを戦争に送り出してはいけないと誓い、「教え子を再び戦場に送らない」というスローガンを掲げて、平和を守り続けてきました。そして、今こそこのスローガンが大切にされることが求められています。